

令和4年第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月7日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室
3. 出席委員 9名
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 齋藤英次
境 良一 松下清史 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 3名
田代和弘 鎌賀和夫 太田桂子
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 安田鷹嗣 齋藤英次
6. 議 事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 定刻前ですが委員皆様ご出席ですので、只今から令和4年第1回の総会を開催いたします。本日は、鎌賀副会長、田代委員、太田委員がご欠席ですが、定数の過半数をこえます。よって本日の総会が成立することをご報告いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 明けましておめでとうございます。新年のお忙しい中、第1回の総会にご出席頂きお礼申し上げます。昨年は何年ぶりで大規模な農地パトロールを実施し皆様方のご尽力により遂行出来たことにお礼申し上げます。今年はまだ農家の皆様に浸透していない農地中間管理機構の農地バンク制度について直接各地域に出向き説明していきたいと思っております。また、丁度会長に就任して1年半が経ち半ばであります。遊休農地の解消、農

土地利用最適化推進委員の業務の明確化を目標とし進めてまいりました。何らかの形で進んで来たのではないかと思います。今後1年半が仕上げの時期であります。令和4年もご足労だと思いますが皆様方のご協力をお願いします。農業委員，最適化推進委員，事務局が一体となり取り組んで行きたいと思っております。最後に新年が皆様方にとって良い歳となります様お祈り致します。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により，境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと齋藤委員さんをお願いします。ただいまより議案審議を行います。まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は、5km，車で12分，農業年数は20年，農機具を所有し，主たる作物は，露地野菜になり，3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は、車で約5分、農業年数は37年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、大根になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、申請事由につきましては、所有者の孫のマイホーム建設地として農地を譲渡する際に、一度農地の貸借契約を解約する必要がある、今回、再度契約するための申請になります。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に、申請番号3番について確認委員は鎌賀委員ですが、鎌賀委員はご欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は、車で30分、農業年数は45年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。次に、申請番号4番についても確認委員は鎌賀委員ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は7ページです。申請地までの通作距離は、100m、徒歩で1分、農業年数は16年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、ミニトマト、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので4番については承認致します。以上、議案第1号について4件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は11ページです。申請人は、高柳町で保育所を営む法人であり、申請地は法人が運営する保育所に隣接しており、不足している駐車場とグラウンドを拡張しようと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあり、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。次に、申請番号2番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明いたします。地図は12ページです。
申請人は、熊本市中央区で建設工事業を営む法人であり、申請地は上下水道が整備されており、駅が近く、商業施設も充実しており、住環境に適した地域であると考え、今回の転用申請となりました。
なお、昭和22年5月頃から隣接する老人ホームに駐車場として貸しており、転用の手続きが必要であると知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。申請地は、駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号2番については承認します。次に、申請番号3番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は13ページです。
申請人は、熊本市東区で不動産業を営む法人であり、申請地は官公庁や商業施設に近く、近隣で宅地開発が進み、現在使用している資材置場も宅地開発を行うことになり、他に資材置場もないことから、新たな資材

置場の確保が急務であると考え、今回の転用申請となりました。
なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあり、第3種農地になります。
事業目的について詳しく説明します。右上に5条 12-3とあります資料
が関連書類になります。順番に説明します。資料①②をご覧ください。
①は事業計画書、②は事業計画書の「3 事業の目的及び必要性」の内
容になります。①の内容は先ほど御説明したとおりです。②については、
資料③④をご覧ください。③は周辺資材置場や宅地分譲地との位置図に
なります。④は許可・承認をした日が分かるものになり、㉟が今回の当
該地になります。㉠はR2.2.28に資材置場として許可しています。㉡は
R2.10.30に資材置場として許可した後、R3.7.9に宅地分譲地としての
事業計画変更を承認しております。㉢はH31.2.28に宅地分譲地として
許可しています。今後、㉠についても宅地分譲地として計画変更を考え
ており、㉢の宅地分譲地と合わせた開発行為になるとして県と協議を行
っている状況です。よって、申請人が所有する資材置場が他になくなり、
今後㉡と㉠の造成工事を控えていることから、㉠㉡に近く、民家をほぼ
通らず運搬や移動ができ、現在早急に必要とする分として㉟を転用申請
するものです。以上です。

- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 谷山委員 雨が多い時期には浸水し周辺農地に影響するのではないかと。
- 松岡主事 周辺農地への影響については、申請者の計画の中で、周辺地への被害の防除計画が記載されています。
- 木村委員 周辺地で、県許可の開発協議が必要ということで協議がなされるということであるが、協議が上手く行かなかった場合は同様になるのか。
- 松岡主事 当該地については、資材置場として転用されているので、資材置場としての利用となると思われる。
- 齋藤委員 前回、田代委員からもご意見があったが、雨水排水に課題があるのではないかと。住環境インフラが良くなる様に、また、農業排水に影響を及ぼさない様に、何等かの指導は出来ないのか。

上村局長 農地法，農地転用許可の範疇において指導を行います。また，このご意見については，許可書に明記します。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認しますが，許可書については委員方からのご意見を搭載し交付を致します。次に申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は，14ページです。申請人は，熊本市東区で不動産業を営む法人であり，申請地は上下水道が整備されており，商業施設も近く，国道や広域農道も近く交通の利便性がよいため，住環境に適した地域であると考え，今回の転用申請となりました。なお，申請地は，都市計画の用途地域内にあり，第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について，委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。次に，申請番号5番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号5番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

- 事務局 申請番号 5 番について補足説明いたします。地図は 15 ページです。
申請人は、花園町に居住する個人であり、現在、実家から離れたところに住んでおり、家族も増え手狭になったため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は実家に近く子育てに理想的で、申請人の父が所有する土地を無償で譲渡してもらえとのことであったため、新築する土地に適していると考え、今回の転用申請となりました。
なお、転用面積がおおむね 500 m²を超えておりますが、土地の形状上、進入口近くに建物を建設すると進入口をふさぐ形になり、駐車場や通路を確保できなくなることから、土地の奥に建物を建設し、駐車場や通路を確保するもので、必要な部分であると考えますので、転用可能と考えられます。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号 5 番については承認をいたします。次に、申請番号 6 番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。
- 安田委員 申請番号 6 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号 6 番について補足説明いたします。地図は 16 ページです。
申請人は、熊本市南区で解体工事業や建設工事業を営む法人であり、申請地は松橋町の採掘現場と事務所との中間地点に位置し、国道に近く、資材運搬に利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。
なお、今後宇土市でも工事を控えており、当社が所有する資材置場が他にはないため、急きょ必要とする分を設置するものです。
申請地は、都市計画の用途地域内にあり、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号6番については承認をいたします。次に、申請番号7番について確認委員の谷山委員から説明をお願いします。

谷山委員 申請書の記載事項については間違いありませんが、他の委員と確認を行いました時、隣接地の所有者へ日照に関する協議若しくは同意を得ることとしていますがどの様になりましたか。

松岡主事 別添のとおり同意書と誓約書が提出されています。

境議長 事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号7番について補足説明いたします。地図は17ページです。申請人は、熊本市南区で運送業や農業を行う法人であり、申請地の西側に農作物栽培高度化施設を建設するにあたり、施設で働く従業員の作業所及び駐車場を確保する必要があると考え、今回の転用申請となりました。なお、この案件は農作物栽培高度化施設に付随するもので、作業所及び駐車場を審議するにあたり、農作物栽培高度化施設の実現性があるかを判断する必要があります。右上に5条 12-7とあります資料が関連書類になります。順番に説明します。①の黄色い枠内をご覧ください。農作物栽培高度化施設とは農業用ハウス等の底面を全面コンクリート張りにする施設で、棟高が8m以内、軒高が6m以内、階数は1階のもの、屋根や壁面を透過性のないもので覆う場合は、春分の日・秋分の日
の午前8時から午後4時までの間で2時間以上生じる日影の内に周辺農地が入っていないことが基準となります。②をご覧ください。今回の施設は、棟高5.5m、軒高が3.2m、階数は1階になり基準内の施設になります。次に、農作物栽培高度化施設設置に必要とする添付書類について説明します。③をご覧ください。②が施設設置にあたって必要な添付書類となります。アは配置図をさし、次ページの資料④が施設の配置図になります。(ア)(イ)についても明記してあります。イは日照に影響がないか確認する図面をさし、(イ)(ウ)(エ)については資料④の配置図に記載されています。なお、(ア)(オ)について、建設する

施設は全体が不透明なものであり、2時間以上日影(ひかげ)が発生する範囲を示し、その中に隣接農地が入っていない事を配置図に示す必要がありますが、現在影の範囲を算出中であるため、代替として資料⑤のとおり、施設西側の隣接農業者から規定に基づく施設の設置、位置、日影についての同意および2時間以下の日影に対する遮光についての納得をいただいております。

日影範囲が算出でき次第、施設を短くする予定であり、資料④の設計図の施設の長さが東側に向かって短くなる予定です。

今回、施設の実現性が関係していますので、資料⑤のとおり、施設届出と同時に手続きが行えない理由、施設建設が中止になる可能性が低いこととは別に、施設建設が中止となった際には、この案件の許可書の返納と原状復旧することを誓約いただいております。

また、資料⑥は承認がございましたら発行する許可書の案になりますが、条件に(3)を追加して発行します。

以上が施設の実現性についての説明になりますが、実現性があると判断された場合は、申請地は農振農用地ですが、転用目的は農業用施設の一部となりますので、転用可能と考えます。以上です。

境議長 申請番号7番について、他に委員さんのご意見はありませんか。

橋本委員 誓約書の中で、現状復元する場合、だれが行うか明記されていないが。

上村局長 許可書に、申請者が行う旨明記し交付します。

境議長 他に委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号7番については承認をいたしますが、総会での内容を搭載し許可書の交付を致します。以上、議案第2号について7件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に、議案第3号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。
これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員

会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。1番から9番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。この内3番4番につきましては、農地に加えハウスの借用に係る賃料を加味しているため、議案書記載の借賃となっています。11番12番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定です。①番につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、現在の農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れるものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、1番から9番、11番12番は同意します。次に、10番ですが、私に関する案件となりますので、退席します。議長は谷山委員にお願いします。

境議長 退席。

谷山議長 それでは、10番についての審議とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 10番について説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定となります。以上です。

谷山議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

谷山議長 異議なしですので、10番は同意します。よって、議案第3号については、すべて同意します。

境議長 着席。次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による農地の

賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。24 ページをお開きください。
解約件数は4件、総合計は6筆で7,112 m²です。
解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。
以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第1号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

上村局長 ありがとうございます。以上で第1回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印

議事録署名人 齋藤 英次 印